

言を納ることなく、忠良を以て腹心と爲せ、是れ盛天子なり」と。帝再拜し還りて諫章を求めて之れを閱するに、往々遊獵の事を道ふ、是れより敗幸稀なりと相見え候。一度郭氏の言を聞き、直ちに諫章を閱し直ちに敗幸を止められ候段、誠に英敏特達の人君と申すべく候。願はくは此の意御用ひ遊ばされ、上書御覽、且つ前に申上げ候會業を以て人物御鑒定遊ばされ、御直目附・番頭・御小姓等、御近侍の役々、人物御擢用遊ばされ度く存じ奉り候。陳て又近臣の風儀は君徳の發見する所にして、御政道何程嚴明にても、後宮と近臣と依然たる太平の弊風除き申さず候ては、直ちに御國中へ行はれ候ものに之れなく候。後宮の儀、外人は存じ奉らざる事に付き、敢へて申上げず候間、思召を以て先づ萬事只今の半減と仰せ出され度く、或は上杉家杯簡朴の御家風の由承り及び候間、彼の方へ御尋ね等遊ばされ、全く其の格を此の御方へ御移しなされ候か。何分にも非常の御省略遊ばされず候ては、今日を異變の初めと仰せ出され候も空文に相成り恐れ入り奉り候。近臣の儀、私幽囚中にて委細の儀存じ申さず候へども、有志の士學つて申し候は、此の度容易ならざる御時節にて、勤王の大

(一) 第四卷  
二六一頁・第  
十卷三〇六頁  
參照

業深く御心勞遊ばされ候折柄、怪しむべきは御奥役人・御小姓等一向奮勵の様子相見え申さず、依然として衣服容儀を事として、文武勤儉何こそ平時に異なる様も之れなく、御風化に薰陶せざるは如何にぞやと申し候。是れ等の儀は御直にも御警戒仰せ聞かれ度く、又番頭共へ詳かに御諭し之れなくては相濟まざる事に存じ奉り候。且つ又御小姓中にも心掛の者は矢張り前に申上げ候平士御書物掛り等の講讀會に交り、時勢經義等の談仕り候様仰せ付けられ度く候。左候はば君徳已に彼の輩に及び、彼の輩も亦君徳を補ひ候御一助にも相成り申すべく存じ奉り候。

一、御目附方改正の事、是れ亦略ぼ狂夫の言に申上げ候へども、未だ竭さず候に付き尙ほ又申上げ候。遠大の策略御定め成され候には、先づ文武興隆質素節儉、衣食住品定等の儀、追々仰せ出さるべく、且つ年來の虚文、件々着實に行はれ候様之れあり度く、就いては御目附の職、最も大關係あることに存じ奉り候。右に付き、

第一、御目附人撰の事。

人を撰ばんとすれば員を減ずるに如かず。其の人となり剛直にして學問ある人を

用ふべし。若し其の人なくば三五人にて可なり。平日の出勤事等闕如する時は、使番・物頭等より補うても相濟むべし。眞の御目附に至りては容易に其の撰に充つべからず。

第二、御徒士目附・横目等も其の人を撰ぶべき事。

御徒士目附・横目も御目附に準じ大いに其の員を減ずべし。目今御徒士目附・横目の悪弊指屈するに勝へず。人物も皆々鄙凡庸陋なれば、假令一二人の志士交はり居るも決して益あることなし。熟此の弊を一洗することを思ふに、御仕法替を以て一統差除かれ、別に御徒士目附十人、横目二十人許りも御撰擧之れあり度候。十人二十人と申すも其の人なくば、員必ずしも備へず、且つ年限勤功の法を破り、其の俸給を優にし、大要御目附所を以て榮選の地とする様に之れあり度く存じ奉り候。

第三、御目附數、御前召出之れあり、御政道の得失、大臣以下の忠佞正邪、言上仰せ付けらるべき事。

(一) 徒士目附は目附の指揮を受けて監察探偵の事に従ふ  
(二) 横目附のこと、略して横目といふ。徒士目附に屬する官吏

(三) 梨羽直衛・佐伯丹下

(四) 嘉永六年及び其の翌年即ち安政元年

是れ御目附の専務なり。然れども御人撰に深く御心を用ひられざれば、元來政府の大いに忌み嫌ひ候事に付き、必ず剛直を忌みて温恭の人を選擧すべし。只今御直目附にても梨羽・佐伯の如き庸劣の人、政府に害なきを以て身を要地に寓することを得るにて推し知られ、嘆すべきの甚しきに御座候。此の處甚だ肝要にて、勿論政府と互に攻訐する様にては宜しからざれども、政府に阿附しては御目附立て置かれ候も無益なり。政府の忌憚する、全く此の職にあり。又御耳目の洞開するも亦此の職に之れあり候。當今幕府の制、重大の事あれば必ず御目附へ下して評議せしむ。是を以て癸丑・甲寅以來外夷處置の事に就いても、御目附方より往正論出でたる由承り及び候。當局者は迷ひ傍觀者は得るの意、宜しく然るべき事に御座候。

第四、非法糺彈怠るべからざる段、御前召出の節、毎々御直々仰せ諭され度く候事。衣服・家宅・宴會等の事は夫々御定制もあれども、其の法を犯し奢侈に趨り靡麗を事とする者少なからず、近年以て度々質素節儉の戒命下れども其の風一向改ま

らず、改まらざれども一向其の罰行はれず、因循因循にて相濟みたり。然れども異變の覺悟相定むるに就いては此の事別して要着なり。何卒急々非法糺彈の事始まらずしては、萬事の御沙汰は皆空文に相成り申し候。御沙汰皆空文に相成り候上は、國政なしと申すべく、勿體なき事に存じ奉り候。

右御目附改正の議は政府の忌憚仕り候儀、且つ御直目附の權を撓め候にも似候に付き、必ず沮格の議起り申すべく候へども、漢土にても漢以來諫大夫・諫議大夫・御史大夫等の職之れあり、宰相の事をも人君の身をも諫諍糺彈することに相見え候へば、是非御目附方改正は仰せ付けられ度く存じ奉り候。

東坡策、策略五に曰く、五事を陳じて以て採擇に備ふ。其の一に曰く、將相の臣は、天子の恃みて以て治を爲す所のものなり、宜しく日夜召して天下の大計を論じ、且つ以て其の人となりて熟觀すべし。其の二に曰く、太守・刺史は、天子の寄するに遠方の民を以てする所の者なり、其の罷めて歸れるときは、皆當に其の政を爲す所にと民情風俗の安んずる所とを問ひ、亦以て其の才の堪ふる所を揣り知るべし。其

の三に曰く、左右扈從侍讀侍講の臣は、本より古今興衰の大要を論說するを以てす、以て故事に應じて數に備ふるのみに非ず。經籍の外、苟も以て之れに訪ふあるも傷ることなし。其の四に曰く、吏民の上書は苟小にても觀るべきものあらば、宜しく皆召問優慰して以て其の敢言の氣を養ふべし。其の五に曰く、天下の吏一命より以上、其の至賤以て自ら朝廷に通ずるなしと雖も、然も人主の爲すところ豈に不可なる所あらんや。其の善なる者を察して卒然之れを召見し、其の從りて來る所を知らざらしむ。此くの如くならば則ち遠方の賤吏も亦務めて自ら激發して善を爲し、位卑しく祿薄く自ら上に通ずるに由なきを以て修飾せざることなし。天下をして天子の善を樂しみ賢を親しみ民を恤しむの心孜々として倦まざること此くの如くなるを習知して、翕然として皆感發する所ありて、君に愛せられて而も興に不善を爲すべからざるを知らしむれば、亦賢人衆多にして姦吏衰少なるをもつて、刑法の外、以て大いに天下の心を慰むることあらんのみ。

右東坡策と題し候書に、策略・策別・策斷と凡そ二十五策之れあり、宋の蘇軾の著に

て誠に善く宋代の事を説き盡し候。當今に取り候ても甚だ的切に考へられ候。就中此なかんづくの一段抔、私申上げ度き儀は皆々申盡し之れあり候間、何卒御熟考の上着實に御施行遊ばされ候はば、私儀幽囚の欣躍は申すにも及ばず、蘇軾も萬里の外九原の下にて何如計りか喜び申すべきと存じ奉り候。

七月十日

囚臣 吉田寅次郎矩方再拜

西洋歩兵論

## 西洋歩兵論

西洋歩兵の得失、世間色々議論あるよし。且つ其の擧げて是れを此方に施行するにも、  
數々障碍あるやに聞き及べり、余が素論と大いに異なり。余が素論の如くなれば、歩  
兵の得たる、孫武及び本朝諸家の兵法已に詳かに其の理を辨ず。而して擧げて是れを  
此方に施行する、何の難きことか是れあらん。請ふ、詳かに是れを辨ぜん。孫子曰く、  
「兵は正を以て合ひ、奇を以て勝つ」と。千古の合戦、千變萬化と雖も、皆此の一句  
に外なること能はず。正は堂々正々の陣法にて、是れ節制鍊熟の兵に非ざれば、是れ  
に當ること能はず。奇は紛々紜々の戰勢にて、是れ精悍剛毅の兵に非ざれば、是れを  
任ずるに足らず。西洋人、歩兵を以て軍の骨子となす、是れ孫子の所謂正なり。其の  
他騎兵・砲兵等は所謂奇なり。余因つて思ふ、正は西洋歩兵の節制をとるに如かず、  
奇は本邦固有の短兵接戦を用ふるに如かずと。扱て其の正を以て合ふと云ふは、敵に

(一) 支那春秋時代周の國に出でたる兵家  
(二) 孫武の撰したる兵書、この引用はその兵勢篇にあり

(一) 毛利氏が和流砲術を用ひて編成せる陣法にして、文化十三年成る。  
 (二) 甲斐と越後、武田信玄と上杉謙信なり。  
 (三) 一番槍は合戦にて、眞先に槍もて敵陣に突き入るをいひ、槍脇は一番槍の脇にありて武器をもちて助くるをいふ。後殿はしんがりにして軍退るとき最後に來る敵を防ぐをいふ。

も正あれば、我れも亦正を用ひて、相對持して敵と抗衡する心なり。譬へば角抵する者、兩人對々して、しつかり組み合ひたる如き、是れ正を以て合ふなり。奇兵は譬へば傍より小股を取るが如し。而して正を以て合ふ所手強からずは、小股も取り難く、奇の働、勝の手段は決して出來ざることなり。西洋人等日夜刻苦精鍊する所全く爰にあり。彼れ已に是れを刻苦精鍊して、我れ茫然意となさず、只今の神器陣位の遊戯三昧の事にて目を竟へては、勝算斷じてあることなし。中古戰國の兵、最も甲越を推す。此の時に當りて天下の兵皆精、然れども二氏其の最たる所以は節制最も精しきを以てなり。二氏中、甲兵最も其の精なる者なり。然れども余反復其の精なる所由を攷ふるに、一番槍・槍脇・後殿の三功を重んずるのみ。其の他に奇術あることなし。兩軍相對するに當りて、隊長眞先に前み駈れくと罵り立つると、齊しく一隊の士吾れ劣らじと、一番槍を心掛け、或は槍脇を詰め一番槍を輔助し、一隊の形、杉形又は鋸齒の如くなりて、敵張り掛れば我れ靡き、我れ張り掛れば敵靡き、彼我の間ゆらりとし、其の容子を脇より見れば、譬へば屏風へ風の吹きかかる如きものなり。此の時の

勝負は第一、平生士卒の鍊不鍊にあることにて、若し不鍊の兵ならしめば、其の時一溜りもなく靡けく散亂するなり。若し練兵ならば、一靡け二靡けの内に、次第次第に備色引立ち、足並しまり、じりりと敵より上槍になるなり。第二は隊長たる者、大の眼を開き敵味方を見通し、場合を見て駈込むか、軍勢を荒らかに罵詈するかにて、忽ち上槍になるなり。敗軍崩際に臨みて、各踏留り、小返・守返・後殿等にて大崩に至らざるなり。此の界の味を篤と曉得すれば、甲越節制の味も分り、西洋歩兵、軍の骨子たるの味も能く分るなり。凡そ兵道を發明せんと欲せば、瞑目靜坐身を戰爭の地に置き是れを洞觀せざれば、終身韜鈴に涉獵すとも、何ぞ其の妙處を知ることを得んや。今の戦は猶ほ古の戦のごとし。今にても西洋人と陸戦に對持することあらば、彼れ其の精鍊の節制を以て我れに加へんに、我れ亦節制を精鍊し相敵するに足るべくして、初めて戦を謂ふべし。若し乃ち隊長の機を相て、闔關分合、正中許多の小正小奇をなし、強所を以て弱所を破り、堅所を以て痕所を撃つに至りては、素より隊長の才氣何如に存するなり。

或ひと問ふ、果して其の言の如くならば戦勝期すべきや。曰く、否。是れ正を以て合ふの事にして、敗れざるの道なり。戦勝の道に至りては、全く奇を以て勝つの上にあることなり。已に正を以て合ふ上は、精兵の弓銃士又短兵隊等或は散り或は聚まり、或は五人七人も合し、或は十五二十も合し、敵の横を衝き後を破り、又其の色めくに乗じては短兵三五も一齊に衝き掛り、或は大砲を用ひて敵の中軍後勁を粉碎し杯する類、奇を以て勝つの法なり。今余が西洋歩兵を學ぶことを論ずるを以て、我が國固有の得手を失はんことを患ふるものあり、大いに是れ事を解せざるものと云ふべし。余が西洋歩兵を用ふるは即ち我が國固有の得手を自在に使用せんとの手段なり。然れども吾れ常に恐る、正は教ふべくして奇は教ふべからず。今教ふべきの正すら教へず、是れを以て奇を用ひんと欲す、是れ今日巨燧兵法の危ふき所なり。奇已に教ふべからざれば、姑く正を教へて、正中に就きて自ら奇を悟らしめんに若くはなし。或るひと曰く、子が正を以て合ひ、奇を以て勝つの説にて西洋歩兵を學びて、我が國の固有を失ふに非ざるの理は已に悟れり。敢へて是れを此方に施用するの説を聞かん。

(一) 大組又は大番八組とも謂ひ、長藩にて凡そ千人あり、これを八組に分ちて藩務に従事せしめたり。士は中士の上等に屬す

(二) 濱松藩士にして大坂留守居役。銃砲の事を以て盛人に教へて盛名あり

曰く、是れ實に易々たるのみ。西洋歩兵、予と雖も未だ其の眞箇の大練を観ることを得ず。然れども其の理上に辨ずるが如し。今是れを此方に施行せんとするに、未だ其の師長たるべき者をみず。且つ二人の能く及ぶ所に非ず。又容易に今の神器陣をも更張せんなどは障碍なきにしも非ず。今大略を以て云はば、大番士中三十人を撰んで大いに歩兵を精鍊させ、是れを師長として足輕以下農兵に至るまで農兵は百人中一人を取らば御兩國中二千五百人は得べし。此の輩に平日一人扶持を下し置かれ、教演行役等に臨まば更に軍食米一升宛を賜ふべし。一統教演せしむべし。是くの如くなれば不日に精兵となるべきなり。其の他平士は益々短兵接戦を督責せしむべきなり。然れば吾が邦固有の得手は一鹽精鍊に至るべし。尤も三十人と云ふは眞の手初めを云ふなり。其の下手の順序を詳かに云はば、少壯の士三十歳以下二十歳左右の士にて志あり氣あり才ある様の人物を選び、六ヶ月を期し大坂岡村貞次郎(三)へなりとも遣はし、業成りて歸らば第一に御奥御馬場に於て是れを考試し、彌々實用に適すべきを御見定めの上、毎日同處にて平士少壯の者及び足輕・御中間等を時刻を分ちて訓練し平士は辰牌より午牌まで、足輕以下は隔日にする。君公時々御觀臨遊ばされ、是くの如くすること三十日にも及ばば、其の得失も亦可なり。

辯を待たずして一國の通論となるべし。是れより少壯中の人物を撰び、漸々に師長の員を増し農兵をも訓練し、又大坂・江戸其の外諸藩にて盛に歩兵の行はるる處々へ、十人十五人を一組として修行に差越され、益々増隆に趣く様に致したきことなり。此の法行はるる一年計り、然る後備定の大令を下布せば絶妙の策ならん。備定の大略は、八手へ各々足輕・御中間・農兵等を附屬し、其の内の役付は一番以下の壯士を以て是れに充つべし。是れ正兵にして、其の餘の平士は皆武具を提げ専ら接戦を心掛くる、是れ奇なり。此くの如くなれば、前に論ずる所の正を以て合ひ、奇を以て勝つの論、思ふ様に行はるべきなり。是れより以上は大將の方寸にあり、吾れが豫め論ずべき所に非ず。

(一) 前頁大番士を又八手といふ

附論

孫子虚實を論じて礮と卵とを以て喩とす。

是れ今の神器陣と西洋歩兵とに甚だ善く當れり。神器陣は銃丸發機一齊ならずして、敵勢を挫くに足らず。隊形單疎にして敵騎に攪さること必せり。是れ甚だ卵の空虚

(二) 孫子兵勢篇に曰く、一兵の加ふる所、礮を以て卵に投ずるが如きは、虚實是れなり」と礮は礮石にして至堅にたとへ、卵は甚だもろきにたとふ

碎き易きに似たり。西洋歩兵は是れに反す、礮の實に似たる所以なり。而して余又是れを石と砂とに比す。今試みに一握の砂を撒して敵を撃つ、其の中る所一つも傷つく所なし。又一拳石を擲たば其の中る所肉を破るに足らん。是れ洋兵と今の神器陣との得失なり。洋兵を學びて未だ成らず、其れ尙ほ瓦磚に比すべし。況や精鍊日に其の功を加へば、何ぞ鋼鐵となすに難からんや。古人云はく、「兵は精なるを貴ぶ、衆きを貴ばず」と。礮卵・砂石・瓦鐵の比喩を味はば、精衆の得失甚だ明白なり。其の説甚だ長し、今其の大略を云ふこと右の如し。

戊午九月念四夜

二十一回猛士稿



意見書類

意見書類目次

明倫館諸生連名上書文案 安政五年一、二月頃…………… 四一七

言上書 安政五年六月二十七日以前…………… 四二〇

要路役人に與ふ 安政五年七月十三日…………… 四二三

謹んで言上仕り候事 安政五年八月二十日…………… 四二六

益田彈正に上る意見書 安政五年九月六日…………… 四三二

益田彈正に上る意見書 安政五年九月十六日…………… 四三五

意見書草稿 安政五年十一月末又は十二月初旬…………… 四三八

益田彈正に上る 安政五年冬…………… 四四〇

自問數條草稿 安政五年冬…………… 四四四

上書 (目安箱投入) 安政六年二月四日…………… 四四六

愚見書附 安政六年二月頃…………… 四五一

意見書文案 安政六年二月頃…………… 四五三

此の度私儀 安政六年六、七月頃……………四五四

上書 安政六年七月……………四六一

意見書類

明倫館諸生連名上書文案 代作 安政五年一、二月頃

去年二月蘭人申立の趣、清國嘆人と争亂の事、偏ひとへに條約を守らざるより事起りたる由を引證し吾が國を恐嚇し、墨夷及び暎・拂等が爲めに遊説し、彼れ等の條約間違ひ申さぬ様にとの手段と相聞き申し候。然る處、近來以て幕府より外國と御取究相成り候條約は永世不變の儀に候はば夷人共も心服仕るべくやに候へども、夫れにては後來の禍患如何とも致方之れなく、若し又一時の權道にて一先づ御取究相成り、國力を養ひ他日を待ちて御征伐にても仰せ出さるべくと申す事に候はば、萬々相成らざる事にて特に信義を失ひ、然るべからざる事に御座候。就いては癸丑・甲寅已來相定まり候儀、今更致方之れなき儀に付き、隨分嚴重御守り遊ばされ、已來の儀は率爾そつじに御取究之れなき様之れあり度く、若し此の餘少しにても新約始まり候様にては、何如とも致方御

座なき儀と存じ奉り候。且つ又去年の申立に、皇國より夷國へ遣はされ候御書翰御文體今一層御引下げ相成り然るべしとの儀之れある由、此の段至極の憂と存じ奉り候。元來今朝より唐・三韓などへ賜はり候御文式は、令條にも相見え候通り古より相定まり居り候事に御座候處、足利氏の代、大義を取失ひ國體を恥かしめ候事共數々之れあり、今更憎みて餘りある事に御座候。然るに當幕府にても足利氏の舊轍を襲はれ候にや、慶長・元和已來外國へ對し如何敷き文體共數多御座候由。癸丑・甲寅已來墨・魯其の外の來翰は悉く夷狄共も大皇帝・大統領・勅諭・御・朕などの字面相用ひ、皇國・漢土杯振合にて申し候へば全く帝皇・天子を以て自ら居り候趣、驕傲の段は憎むべきの至りに候へども、是れは彼れ等が自稱に御座候へば、吾が國より兎角申すべきにも非ず候。又幕府の御地位は先づは彼れ等と敵體の姿に相當り、天朝は一等其の上になせられ候御事に付き、左迄恥辱と申すにも之れなく候。併しながら幕府天朝御推尊の義明かならず、さながら幕府にてすら天子の御稱號は出來申さざるに付き、自ら文體謙下に相成り、夷國には幕府を先づ皇國の元首と相考へ候事にて、何となく敵體よ

(一) 米國使節全權ハリスをさす

り落ち申すべくやと案ぜられ候文言相見え申し候。併し是れも濟み來り候分は姑く置いて論ぜず候へども、此の餘蘭人の申立に御從ひ今一層文體御引下げにども相成り候はば、則ち臣を夷狄に稱し候様相成り申すべく候。此の段甚だ以て痛心仕り候。併し是れは國體の重きに關り候儀に候へども、虛文の事とも申すべきか。此の節江戸滞在り候墨夷使節に至り候ては中々虛文とも申し難く、素より何如なる議論に候や幕議測り難く候へども、世間に風説仕り候趣にては、いづれ彼の國の官吏吾が國へ入込み、御借し渡し土地へ人民をも植付け、萬國の商船をも其の地へ引受け交易致すべき趣、特に暎・拂諸國より來寇等の儀之れあり候とも墨夷の官吏其の取計ひ仕るべくなど頻りに幕府へ申立て、此の段幕府にて御聞濟之れなく候へば大いに不快を挾み不遜の倨傲の言動仕り候由。若し幕府に於て彼れが凶餒に恐れ墨使へ萬事御任せ相成り候はば、立所に彼れが臣となるのみに之れなく、終に吾が全國を奪はるるに立至り申すべく、此の所何分にも幕府へ精々御直言仰せ入れられ、若し幕府にて御得心之れなき事に候はば、御國計り特立しても此の大義は天下へ御唱へ相成らず候ては、第一皇國の大恥

(一) 毛利元就  
 (二) 宋の高宗金に壓迫されて南渡し、正義主戦の論者李綱を宰相とせしが、數十日にしてこれを罷め、黄善・汪伯彦等の和議論者を相となす。  
 時に大學生陳東、李綱を留任せしめ、黄江二人を罷めんことを乞ひ、布衣の士歐陽澈も亦上書してこれを乞ふ。遂に報いられずして二人とも市に斬らる。  
 (三) 文中行相府在職役人の批評あり、これ等の要路の役人は六月二十七日に異動あり、且つ文末の安戸九郎兵衛の歸國

辱、天朝に對し奉り相濟み申す間敷く、將た又御祖宗様特に洞春公 皇室御尊奉の御思召にも相叶ひ申す間敷く、實以て恐れ入り奉り候御事と存じ奉り候。私共各々先祖代々御厚恩を蒙り候身分、特に明倫館諸生に仰せ付けられ候事に御座候へば、明倫の二字に對し候ても、是れ等の大義を取失ひ御直言申上げ候ては相濟み申さず、漢土にても後漢・唐・宋など大學生數千人闕に詣り上書仕り候事なども相見え、中にも宋の陳東・歐陽澈などの事は、後世に傳へ史書を照し候事に御座候。然るに私共安然仕り居り候ては平生萬卷の業も總べて無用空文と相成り、書生の大恥之れに過ぎずと存じ奉り候ゆゑ、忌諱を憚らず連名上書(以下闕)

言上書

安政五年六月二十七日以前

近來墨夷測り難きの奸謀、天朝叡慮の程恐れ多き御事に御座候へば申上げ候も疎かの儀にて、實に御政道筋人材擧用の儀、別して御心用ひさせられずては相濟まざる儀と存じ奉り候。太平無事の時に御座候へば、人君垂拱して成果を仰ぐも苦しからず候

前なるを以て假に六月二十七日以前と推定せり。或は六月十五日に藩主蒞に着せるを以てその前後か

へども、只今の勢中々左様の儀にては相搦あひはけず、軍國の重事皆々御直裁遊ばされ度く、尤も御直裁と申し候ても、御獨斷遊ばさるべくと申すには之れなく、日々御加判衆已下要職の人々御前に召出され、萬事評決仰せ付けられ、上下貫通仕り諸事延滞之れなき様仕り度く存じ奉り候。人材の儀、大臣毎々進退之れあり候事は人心動搖仕り、國體不嚴重に相見え候へば、兩御職座共に只今の通り御變動遊ばされず、附屬の役人御精選遊ばされ候事肝要に存じ奉り候。只今江戸方てもと手元内藤兵衛は老衰、赤川太郎右衛門・石津新藏は無學無識、三宅忠藏も俗吏にて、孰れも要路の任に當り申さざるに付き、別に相應の御遣ひ方在らせられ、手元は井上與四郎、御政務座は周布政之助に仰せ付けられ度く候。井上與四郎は隨分事を好むの生質にて宴安の失少なく、人言を能く容れ候に付き、甚だ然るべき人物に御座候。少しは輕信輕擧の弊も之れあるやに候へども、此の所は政之助儀至極確實の人物に付き、兩人互に維持仕り候はば、多分敗事は之れなき事と存じ奉り候。外にも然るべき人材之れあるべく候へども、私詳かに存じ申さず候。大意の所、事體歷練の老成人と相見え候部は、皆々事情に疎とく流行後

(四) 江戸方行相府と地方國相府  
 (五) 内藤は江戸方行相府の相談役にし、手元役を兼ね。赤川は同じく手元役。三宅は江戸方右筆。これ等三人は六月二十七日に皆罷免せらる。石津は當時江戸方副筆添役。  
 (六) 二十七日異動の結果、内藤に代り行相府用談役に擧用せられ、周布は政務座役となる

意見書類

れにて萬事を沮撓<sup>そだろ</sup>仕り、逆も今日の用には立ち申さず、又材能之れあり候ても、我意強く欲心之れあり候ては人心服し申さず、却つて風俗を傷<sup>やぶ</sup>り候弊之れあるに付き、此の所御深察仰ぎ奉り候。

扱て又君側へ人物措かせられず候ては何事も不通勝<sup>がむ</sup>にて、大いに御政道の上にも損失之れあり候様相見え申し候。清水新三郎事御直目附<sup>ぢんぢきめつけ</sup>に仰せ付けられ候は至極的當の御撰舉、感伏し奉り候事に御座候。然しながら外に其の志を助け候程のものも相見え申さず候。口羽<sup>くちは</sup>徳祐儀記録所役にて現勤差除かれ、御書物懸り仰せ付けられ、日々出伺、御學問御相手仰せ付けられ候はば、補益少なからずと存じ奉り候。徳祐儀年齢僅か二十五歳に御座候へども、學問識見共今世比類稀なる人物にて、老成中にも其の右に出で候もの見受け申さず候。年に拘り奇才を棄て候儀は、恐れながら時勢に通ぜざる儀と存じ奉り候。恐れ入り奉り候儀に御座候へども、今上皇帝の御徳儀實に不世出の御聖資、後三條・後醍醐二天皇にも愧ぢ給はざる御有様、實に感激の至りに存じ奉り候。然れども御實跡の所、京都に久敷く罷り居り候ものに之れなくては相分らざる事

(一) 実戸は京都留守居役にして五年二月五日に地方所帯方役に轉任の發令ありしも、事實は五月に後任福原與三兵衛と交代し、歸國の途次命により大和地方にて用務を果し藩主の歸國後歸裁す

(二) 事實は六月十九日、日米通商條約に神奈川に於て調印す  
(三) 中村道太郎、七月十三日、形勢觀察の藩命を帯びて京都に入る。九月五日萩に歸着す  
\*「」内、原本は附箋  
(四) 京都留守居福原與三兵衛

に之れあるべく候間、<sup>(一)</sup> 六戸九郎兵衛儀早々召返され候て、只今の御役より御小姓筆頭にて御内用懸り仰せ付けられ、毎々御側近召出され得と、天朝の御様子御尋問、又時時上京萬事探索仰せ付けられ候はば、叡慮の所得<sup>とく</sup>と聞し召され、御政道筋人材御擧用の御心得にも相成り申すべく存じ奉り候。當今の時勢急務の儀誠に多端に御座候へども、右の趣最も差當り候儀と存じ奉り候故、憚りを顧みず言上し奉り候。以上。

要路役人に與ふ 安政五年七月十三日

違勅の事は六月<sup>(二)</sup>二十一日の調印にて一も二も御座なく候。此の段着眼之れなきものは誠に痛痒を解せざるの至りと存じ奉り候。道太<sup>(三)</sup>上京後の確報御待ち成され候はば、又十五六日も遅延<sup>(四)</sup>に相成り機會も抜け申し候。「道太<sup>\*</sup>參り候上にて確報を待たれ候儀、何とも落着仕らず候。福原在京、已に調印の事申し來り候上は、是れに過ぎたる確報は之れなく候。道太參り候逆萬々何の確報之れあるべくや」何分神速に幕府へ忠告、天朝へ密奏、御一同に御發し成さるべく候。叡慮改まり候はば忤申す事、誠に誠に

(一) 梁川星  
 藤「開傳」  
 (二) 午前四時  
 (三) 朝な夕な民安かれと思ふ身の心に掛る異國の船  
 (四) 安政元年十二月二十二日毀鐘鑼砲の太政官符下る。改元の詔はその前月十一月二十七日

愚昧のみに御座候。能々事理御辨別然るべく存じ奉り候。天朝の御憤懣はいつよりの事と思召され候や。私承り候は癸丑の十月朔日上京仕り梁川翁に承り候話に、墨夷來航已來は毎晨寅刻より齋戒ましまし、敵國懾伏萬民安穩御祈願遊ばされ、且つ供御も兩度の外召上がられず候由、朝な夕な御詠は又是れより先の事に御座候。其の後梵鐘の詔・改元の詔書などの事ありて六年目、今戊午に至り明々勅旨に顯はれ候事、中々一朝一夕慷慨なんど申す沙汰には之れなく候。六年の精誠何とて一朝に改まり申すべくや。餘り勿體なき申分には御座なくや。且つ改まり候とも 叡慮に隨ひ候はば、道義において何の不可あらんや。一體人と申すものは體認と申す事を知らず候はば、人と申すものには之れなく、只今 主上の御身上はいかがあるや、銘々體認して見るべし。一旦 勅答出で候からは、迎も跡へは御引遊ばされず候。御引遊ばされず候はば 後鳥羽天皇・後醍醐天皇の御厄難は目前に之れあり候へども、少しも 聖體御厭ひ遊ばされず候事なるを、臣子として體認もせず餘所目に見て安坐して居り、若しや萬一 叡慮改まり候はば如何などと、改まりもせぬ 叡慮を下げすみ仕り候は、實に

(五) 毛利元就寡兵を以て陶晴賢を嚴島に奇襲して亡ぼす  
 (六) 正議の堂上公卿八十八卿三月十一日連署して幕府への勅答文を改められんことを嘆訴す。翌十二日には連署増して九十三人となる。勅答文案は始め關白九條尚忠の手に成り、大意は、外交の事民心に適する以上は關東に一任すといふにありしを憤慨してこの擧に出づ

實に惡逆無道不仁に與するの大なるものに付き、若し御役人中にかかる人物も之れあり候はば早々差替へられ、不忠のものの見懲に成さるべく候。全體大事を擧げ候には義不義のみに目を付け候事にて、成敗へ心を付け候事、皆々臆病の至りに御座候。新田・楠又は洞春公陶御征伐等の往蹟を能々御覽成さるべく候。いづれも力を以ては敵せらるるに非ず。但だ機を見るの明決と誠の貫徹にて事は出來候。機を知らず、誠のなきものはさつぱり大事の引當にはなり申さず、此の見切出來ず候はば、切腹して世の臆病ものを勵ますも一手段に御座候。何分に一兩日の内御決議なくては、迎も事にはなり申さず候。御當家の御弓矢關ヶ原にて汚れ候より已來、今に至るまで未だ直り申さず候。今兩三日の機を失ひ候はば、又百年位は腰はのり申さず、腰ののらぬのみに之れなく、國家の滅亡疑なく候。且つ腰ののるのらぬと申すも一國一家の私事に之れなく、かかる 皇家の御大事に手に逢ひ申さずして、江家の家名何を以て立行き申すべくや。何分機會を御失ひ成されず候様、江家の爲め 天朝の爲め祈り奉り候事。天朝の御論大磐石たる證は八八の卿の上書にても知るべし。名を募りたりとて八八の

人数が驅り集めらるるものに之れなく、是れ皆 聖上の至誠貫徹仕り候故の事に御座候。

安政戊午七月十三日夜

吉田寅二郎矩方拜

要路御役人様

謹んで言上仕り候事 安政五年八月二十日

(一) 第九卷  
安政五年八月  
二十一日附益  
田澤正宛書簡  
参照

此の度京報の趣略ぼ傳聞仕り候處、幕府及び尾張・水戸等へ 勅諭之れあり候由。  
叡慮之趣、將軍は賢明なる處、諸有司の取計ひ御不審に思召され候に付き、三家・家  
門・外様・譜代一同群議し、徳川家を扶助致し候様との御事と相見え、誠に以て寛容  
明確の 勅諭、感戴し奉ると申上ぐるも恐れ多き次第に存じ奉り候。然る處、此の儀  
に付いては孰れ幕府又は尾張・水戸御兩家抔より此の御方へも御相談之れあるべき様  
察し奉り候。然る處、江戸にて此の段發し候上にて御國へ申し參り、御國より又候江  
戸へ申し參り候ては往返餘程日數相立ち、在府及び關東最寄の諸藩へは大いに御後れ

(二) 鷹司家  
をさす。當時  
は輔照右大臣  
職にあり、そ  
の父政通は三  
宮に准ぜられ  
内覽として樞  
機に參與す

に相成り、實に 天朝・幕府に對せられ御間闕に相成り、御不都合の仕宜に立到るべ  
き様考へ奉り候。右に付き私愚按仕り候に、今日の大義は追々幕府への仰せ立てられ、  
且つ此の度仰せ出され候御書附等にて疾より御決定の儀にて、今更改めて御議論遊ば  
され候迄も之れなき儀に候へば、此の上は御手後れ相成らざる様の御處置專要と存じ  
奉り候。就いては御直目附か御奥番頭か又兩政府屬員の中かにて人物御妙撰遊ばされ、  
御内慮の所逐一仰せ聞けられ、京師差登され、御親姻の御方か又は傳奏等へ便り、  
此の度墨夷條約の儀に付き、幕府並びに尾張・水戸等へ 勅諭仰せ出され候趣道路  
にて承り及び候處、實否如何は存じ奉らず候へども、寡君儀近來以て幕府へ申立て  
候儀は簡様簡様、家中共へ示し置き候儀は簡様簡様の次第に候。右に付き此の度の  
儀に付き、幕府・尾・水等より相談之れあり候とも矢張り同様の事にて、 勅旨遵  
奉の外更に他腸なく候。此の段内奏仕り置き度き志願に御座候  
と申入れ置き、直様關東へ馳せ下り、何分の様子相伺ひ居り、勅諭の次第相違も之れ  
なき事に候へば、幕府並びに尾・水へ、



此の度 勅諭の趣國元にて傳聞仕り、寡君に於ても恐れ入り奉り候。勅旨尊奉の儀は追々公邊申立も仕り置き候へども、尙ほ又苦心仕り候故、御評議端相伺ひ度く私差出し候

杯と御申入れ成され度く存じ奉り候。左様相成り候へば、夫れより以前幕府・尾・水等より已に御相談之れあり候とも、左迄御手後れに相成り候儀は之れある間敷く存じ奉り候。右に付き俗論種々之れあるべく候へども、天朝へ忠節屹と相立ち、幕府へ信義を失はざる様との思召に候はば、此の外致方之れなき様存じ奉り候。此の度の勅諭京報の趣彌々、實事に御座候へば、孰れ諸藩へかかり候儀に之れあるべき處、諸藩の申出遲疑仕り候間には如何なる變動出來仕るべくやも計り難きに付き、一日も早く勤王攘夷の思召早く 天朝・幕府へ御達し相成り候儀急務と存じ奉り候。御當家の正議は赫々として天下に相耀き候事に付き、假令只今遲疑遊ばされ候ても、奸邪の幕吏志を得候時は迎も御禍は免かれさせられず候。左候へば一日も早く正義御主張遊ばされ、幕府の奸吏御除き成され候御手段誠に以て肝要に存じ奉り候。且つ只今の仕宜に

(一) 安政四年十一月二十八日と安政五年五月三日との二回の幕府に提出せる藩主の意見書をさすか

(二) 紀州藩の附家老水野士佐守  
(三) 佐倉藩主堀田正睦・上田藩主松平忠固・鯖江藩主間部詮勝の三人、ともに當時の老中

て遲疑回望の間に、尾・水兩家杯より正義勃興致し、奸吏等一時に辟易致し候時は、御當家は大いに威望を失はれ候御事に相成るべく候。其の故は幕府へ兩度仰せ立てられの件正議に於ては此の上なく候へども、其の節居合せの役人等皆無識の愚俗に付き、思召筋屹と幕府へ張込み候儀も仕らず、只だ御付届迄に相成り居り候。天朝へと申し候ても是れ迄左迄御手の付き候儀は之れなく、又尾張・水戸等は門地と云ひ、孰れ正義の首唱たるべき御方に候處、是れ迄格別正論仰せ談ぜられ候儀も承らず候。左候へば赫々の義名は皆虚聲にて、實事は絶えて之れなく、何の威望之れあり候や。當時人材追々御擢用に相成り、一國の俊秀過半要路に罷り居り候事に御座候へば、先づ御安心の様に相見え候へども、一向是れ等の所へ心付も之れなく、觀望持重のみにて日を涉り、坐ながら御當家御滅亡を招き候致方、誠に以て氣遣敷く存じ奉り候。元來只今要路の人々時勢大いに見誤りの儀之れあり候。故は公儀を一概に邪議の様に相考へ、此の度違勅の儀、幕府の本謀此くの如しと存じ候趣に相見え候。是れ大いなる間違にて、此の度の事は紀伊御附水野士州などの主謀と相見え、佐倉・上田・鯖江等も専ら

夫れに靡け候儀、將軍家に於ては格別違勅の思召も之れある間<sup>ま</sup>布<sup>き</sup>く、其の上薨御の事に候へば今更追論にも及ばず、紀伊より入られ候幼君にても同様違勅の思召は決して之れなく、其の外三家・三卿歴々の御方々に於ても絶えて違勅は致されざる御事に付き、偏に土州等數小人一時の逆威を逞しうするにて畏るるに足らず候。天朝には疾くに此の所御洞察遊ばされ候御事と相見え、勅諭の御文面にても伺はれ候事に御座候。御當家抔格別の御門地の事に付き、徳川家の議論は御違背も出來難くやに候へども、家奴の逆焰に御畏れ成され、由なく邪論御論破成されず、徒らに觀望持重遊ばされ候ては、天下後世へ對し何の面目之れあるべくや。指當<sup>さしあた</sup>り天朝へ御忠節相立たず、幕府へ信義之れなく、御當家御威望を失ひ候のみならず滅亡の媒に相成り候も、偏に要路の人々時勢見誤りより起る儀に御座候。克々<sup>よくよく</sup>仰せ諭され候様祈り奉り候。

彦根侯邪議を張られ候事、天下皆切齒唾罵仕り候へども、是れ等も權奸の脅誘に籠絡せられ候事に之れあるべきに付き、是れへも御使差遣はされ正論御張込成され候事急務と存じ奉り候。彼の藩にても岡本半助・伊原主税助などの正論の大臣之れあ

る由に候へば、此の御方より御正義は必ず御益に相成るべく候事。

京都差登され候役人御精選仰せ付けられず候ては、容易ならず御威望を失ひ候儀恐れ入り奉り候。御留守居福原與三兵衛好人物には御座候へども、才識乏敷く氣膽弱く大事の間に合ひ申さず候。中村道太郎・北條瀨兵衛差遣はされ候所、兩人共才學に於ては先づ當時の袖領に御座候へども觀望論之れあり候。尤も道太郎は一種確乎たる所之れあり候へども、瀨兵衛は別して伶俐油滑、一向確然不動の膽之れなく、幕府奸吏の表計り相繕ひ、正論の助けには一向相成り申さず候。其の後工藤半右衛門差登さる、是れ誠に深害に相成り申すべく候。此の人私親類にて殊に年來流儀兵學出精、稽古場見合頭取をも相勤め候事に付き、其の人となりは委細に承知仕り候。大略才小量狹嫉妬の念強く讒詔の口巧みにて、天下の形勢古今の成敗等の事は丸<sup>たま</sup>に存ぜず候。何如なる御詮議にて右様要地へ差向けられ候事に候や、一向合點參り申さず候。右に付き何卒右等の人々追々御繰替相成らず候ては、實に御大事に相成り申すべく候。天下の事は實に一日萬幾に御座候所、正義は一筋のものに付き、御思召筋得<sup>とく</sup>と仰せ聞け置かれ

(一) 藩學明倫館に設けられし山鹿流兵學稽古場をさす

(二) 書經皇陶談に出づ。本卷一三二頁頭註参照

候者一人づつ京師・江戸へ差越し置かれ、臨機の處置に至りては便宜從事し候様仰せ付けられず候ては、天下之事萬々人後に落ち候様相成り申すべく、恐れ入り奉り候事右は私愚存の儘荒増書付け差上げ申し候。餘り世間と違却の論にて實に恐れ入り奉り候へども、當今の事恐らくは是れに出でずと存じ奉り候故、忌諱を憚らず申上げ候。死罪死罪、頓首謹言。

八月二十日夜

益田彈正に上る意見書 安政五年九月六日

謹白

左近允殿卒去に付き佐世主殿へ跡式仰せ出され候處、主殿辭退の内願之れある由、廟堂の高議如何相決し候や。道路の風聞を以て相考へ候處、是れ亦一大機事と存じ奉り候。跡式仰せ出され候根元は存じ奉らず候へども、孰れ思召より出で候事にて、殊に血統親疎の儀も之れある事の由、左候へば是非是非此の段辭退之れあり候ては相濟ま

(一) 禮原左近允。同家は一萬千三百餘石を食み、宇部に領邑を有する永代家老の門閥  
(二) 實は左近允の男にして、出でて長藩の重臣佐世主氏を嗣ぎし者  
左近允死後宗家を嗣ぐ。即ち後の福原越後にして、第一回長州征伐の時の責任を負ひて自刃す

(三) 自己の階級的品位體面を維持することをいふ

ざる事と存じ奉り候。此の儀一大機事と存じ奉り候故は、近來以て度々難有き御直書仰せ出され御返石も之れあり、加之、國家非常の時節、士氣餘程引立つべき筈の處、矢張り因循にて今日を送り、御主意深く下々へ徹底仕り申さざるは、全く君徳相道未だ至らざることあるに非ず、恐れながら御政道御威光相立ち申さざると奸人比周正論を誹謗仕り候より、恐れ多くも「殿様には近來は軍の物數寄遊ばさるるなり、彈正殿は年少輕銳、卒爾の舉動多きなり」杯と忌憚なく申し觸らし候者も之れある故の儀と存じ奉り候。此の度佐世辭退の主意も一は家來の持方より出で、一は同列の持方より出で候儀、加之、奸人其の間に周旋し此の論を是非に破却し、所謂彈正殿輕銳の一證とし、併せて御主意筋を沮撓仕り候一端に仕り候手段と相見え、必ずしも主殿肺腑中より流れ出で候誠心には之れなき趣承りに及び候。左候へば誠に以て一大機事と恐れ入り奉り候。右に付き若し強ひて相拒み候勢に候はば、又々嚴命降され候ても苦しからざる事に存じ奉り候。御政道の大意、王安石が人言は恤ふるに足らずと申し候類は誠に暴言用ふべからず候へども、設けて犯さしめず、犯さば必ず誅すと申す勢は之れ

なくては、迎も年來因循姑息の積弊を破却し勤王の大義を天下に御立貫き遊ばされ候事は六ヶ敷く存じ奉り候。且つ此の度の議非にして辭退の論彌、尤筋に御座候はば、無理に上より御押付け遊ばされ候譯には參る間敷く候へども、主殿儀佐世家に於ては養子にて、福原へ戻られ候は大江の源に溯り候譯に相當り、一身には本望と申すものに之れあるべく、佐世家來にても主人を失ひ残念がり候は尤もには御座候へども、嫡子へ跡式仰せ付けらるる事に之れあるべく候へば、彼の家にて深く相嘆くべき事には之れなく、殊に主殿の一女嫡子へ配偶致し居り候由に候へば、主殿血筋も彼の家に残り候事に御座候。畢竟老中の主人を失ひ非役に相成り候を残念に存じ、且つ老中に相成り候へば益福も同様の事なるに、本人を福原へ取られ候ては老中の肩の崩れ抔と申す家來、并びに同列輩の私心私論より起ることにて、皆々御政道を亂り候一種の俗説、惡むべきものに御座候に付き、必ず必ず御頓着なく御威光相立ち候様遊ばされ度く存じ奉り候。若し御沙汰戻りにども相成り候様にては、何事も御政道はしよしだい下次第に相成り、是れも衆心一致の筋に候へば下情に御従ひ成され候は目出度き事に候へども、私心私

論も喧敷く申出で候へば終に行はれ候様にては、執事の御一分相立ち成されざるのみならず、明公の御威光に相拘り候儀、國家の御威柄御受持の御役柄の儀、何分御大事の儀と存じ奉り謹白仕り候。

序に申上げ候、當今君相御同徳、人材御擢用の上は何も申上ぐべき事は之れなく候へども、此の上は御政道は畏ろしきもの、假令御無理にても一旦仰せ出されたる事は違背は出来ぬものと、下々落着仕り候様之れあり度く、此の段尙威の御處置、誠に今日の急務と存じ奉り候。併しながらけだぐ獨を虐ぐることなく、高明を畏るるの意、尤も御斟酌肝要と存じ奉り候。

九月六日

謹白

益田彈正に上る意見書 安政五年九月十六日

謹白

一、四目(一)を明かにし四聰を達するは聖人の令典と存じ奉り候に付き、京師・江戸より

意見書類

四三五

(一) 今長門國豊浦郡に屬し、毛利氏の末家毛利讃岐守一萬石の城下

(二) 名は守愚、豊浦山樵と號す、陽明學者〔關傳〕

(三) 益田澤正の家臣、益田の采邑阿武郡須佐の學館育英館の教授

(四) 舊全集第九卷一七册ノ外二十一回叢書中に收む

の來翰要用の所抄録差上げ候間、甚だ恐れ多く候へども、明公閣下へ御奉呈願ひ奉り候。私囚室に罷り居り候へども略ぼ天下の近狀承知仕り候は、昨年來諸友四方より斷えず報知仕り呉れ候故の儀に御座候。是れ等の儀は政府にては勿論疾くに御聞知の件には御座あるべく候へども、泰山河海の土壤細流を擇ばざるの意を以て御進達頼み奉り候。

一、清末浪人舟越清藏(三)の事、客歲御家臣小國剛藏より追々承り及び候處、近來中谷正亮・久坂玄瑞其の外在京同志の面々より報知、誠に感心の男に御座候。此の内道化(四)狂畫考差送り候節短跋相認め奉上の積りに御座候所、最早政府へ出で候由に付き差控へ申し候。其の跋文左の通りに御座候。

右狂畫攷一篇、清末浪士舟越清藏の著はす所なり。事、諧に近しと雖も亦以て鬼(五)蜮の態を究め、且つ其の人の忠志を觀るべし。傳へ聞く、清藏行年六十、大津に僑居して、書札句讀もて兒童を教育し、以て餬口に資す。常に曰く、「天朝・江家の爲めにして死せば、死して吾が所を得るなり」と。臣此の篇を讀みて其の

人を想ふ、故に謹んで奉上すと云ふ。

此の度正亮書に之れあり候通り別紙原書差上げ候御洗米・御祝餅等清藏より貰ひ候由、此の一條を以ても其の人の老篤想ふべく候。何卒是れ等の人物は其の心を收め候御處置專要に存じ奉り候。多分の御惠には及び申さず候へども二三人扶持なりとも御出入扶持として下し置かれ、且つ此の節別して 天朝・江家の爲め粉骨を竭し候志に對せられ、時に於て拜金等仰せ付けられ度く存じ奉り候。左候はば彼の者一鹽ひとしほ憤勵御家の手足耳目と相成り、餘程御用に立ち申すべく候。是れ正氣を持維するの一端にも相成り、不才無能の冗員俗吏へ年限の功を以て五十石百石の御加祿仰せ付けらるるには遙かに勝り申すべく候。

一、先達て差出し候杉藏上書御一見成され候由、赤川直次郎より承り候。右人物の事に付き私一説御座候。直次郎へ談じ候處同意の趣申聞け候に付き、最早申上げ候儀と存じ奉り候へども尙ほ又申上げ候。儒官片山與七事此の節頻りに養子探索仕り候に付き、小田村伊之助等も凡物を養子に致させては儒官人なきの節至極氣の毒なる

(五) 入江杉藏、字は子遊、松陰愛弟子の一人〔關傳〕上書一件のことは第九卷九月六日附益田正亮宛書簡參照

ことと苦心仕り居り候。何卒執事の御差圖を以て杉藏を以て養子と御爲させられ度く存じ奉り候。杉藏人物の儀は御明鑑も之れあるべく、文學も頗る其の才之れある事に付き、決して儒名を辱しむるには至り申さずと存じ奉り候。

一、中谷正亮・久坂玄瑞の大原三位に上る書も寫上仕り候。一書生を以て此れ等の儀相企て候は俗吏の是非何如測り難く存じ奉り候へども、畢竟二生忠心より出で候事に付き、此れ等の事申上げざるは即ち壅蔽の一端と存じ奉り候故、別紙差出し候。書生賤士は是れ程迄に勤王の事に苦心仕り居り候段仰せ上げられ度く存じ奉り候。

九月十六日

吉田寅次郎謹白

益 彈正相君座下

(一) 説明書  
によれば松陰  
杉家に嚴囚中  
とあり

(二) 意見書草稿 安政五年十一月末又は十二月初旬

恐れ多く存じ奉り候へども、天照大神の勅言に「日嗣の隆、天壤と窮りなし」と之れあり候所、某尊皇攘夷の事に痛く憤慨仕り候は由來久敷き事にて一朝一夕の儀には

(二) 嘉永六  
年  
(三) 下田に  
於ける米鹽搭  
乗海外出遊の  
策  
(四) 第四卷  
野山獄文稿  
「三餘説」及  
び丙辰幽室文  
稿「七生説」  
参照

之れなく候へども、其の決心仕り候次第一通り申し候。癸丑六月墨夷使節浦賀來港の節驕傲不遜の次第親しく見及び候より益、切に相考へ候所、益、以て無事に退帆、尙ほ甲寅の歳も無事に條約相調ひ、神州の大患彌、骨髓に入り候<sup>(一)</sup>覺え、入海の一策も<sup>(二)</sup>遂げず蟄居の身と相成り候。三餘讀書、七生滅賊の志相立て天地神明に相誓ひ居り候所、丁巳二月蘭人<sup>(三)</sup>申上に魯・墨・暗・拂等は世界中の強國にて味方に相成り候へば無上の御後楯に相成るべくと之れあり、且つ外國へ御書翰の御文言兎角命令相成り候様にて、御頼と申す様見受け申さず候、御改め相成り度くと之れあり候を一見し、一は國勢の爲めに嘆き、一は名分の爲めに嘆き候。往古の例は姑く置き、甲寅已來四夷との條約書・往復書翰等の御文體歴觀致し候所、孰れも敵體の様に相見え候へども、彼れは至尊を以て自ら居り候。我れは上に 天子在らせられ候事に付き、征夷は大君様の稱用ひさせられ候ても少しく敵體より下り候様相見え候。是れすら至極氣の毒に相考へ候所へ、萬一蘭人の言に御従ひにて御文言御改めにども相成り候はば、臣を夷狄に稱すと申すものにて、足利義滿と同罪に候へば、中々黙止し難く存じ居り候。墨夷

使節府コンシユルに入り將軍家へ謁見を遂げ、且つ閣老へ申入れ候次第なま々々憎むべき事柄之れあり、中にも江戸へ外國事務宰相を置くと、數ヶ所の港口借受け官員置付し候と、雙方の下には勝手に交易致し候と、耶蘇の禁を除き候との四ヶ條にて、特に癸丑の歲彼理持渡りの書面にて、畢竟墨夷清國往來に付き差障りの筋を以て、石炭置場、薪水食料買入、漂民扶助等の事彼れより頼み入りの申分に候處、コンシユルの申分は夫れに反し皆々彼れより恩被おんぎを急に申出で候儀、何とも忍ぶべからざる次第に付き、政府へ色議論に及び候内、豈に圖らんや當三月二十日の勅諭に大いに力(以下略)

益田彈正に上る 安政五年冬

八月二十六日松浦龜太郎書抄

此の者、名は溫古、字は知新、松洞と號し、別に無窮と號す。根來主馬の家來にして書を善くす。頃ろ江戸の芳野金陵の塾に入りて書を読む。

暗・魯も條約を取究め、墨カには二開港仕る様子、佛は此の節愛宕下へ來り處々遊歩、

(一) 長州藩  
(二) 名は世育、字は叔果、通稱立藏。幕府の儒官にして昌平黌教官。詩文を善くす。明治十一年歿、年七十七

是れも決して條約取究め申すべく、誠に早や理窟も何も御座なく候。  
(三) 十月十五日、水府へ 勅諭之れあり申し候云々。尤も幕府には偽勅と申す由に御座候。  
臣實謹んで案するに、幕吏の奸此に至る、誠に慨くべきかな。  
神奈川開港の儀に付いては品川を青山通りに付け替へ、六郷の渡を矢口に付け替へ、箱根を足柄に付け替へ、左候て函嶺より東二十里が間丸まるで夷狄の遊處に致すとの幕議之れある由風評仕り候。

内藤豊後守先達て上京の由、三萬石如何致し候やら。臣實謹んで案するに、三萬石或は二萬石に作る。傳へ聞く、幕府新たにこれを。天朝に奉申し、以て違勅の罪を解かんと欲するなりと。賂を納れて罪を謝すとも、天朝豈に之れを容れんや。

當十月に外國奉行水野筑後守・永井玄蕃頭・御目附津田半三郎・加藤清三郎、亞國へ渡る由。此の節進物の用意仕る由に御座候。尤も是れは條約の事に付き大統領が印を取りに渡るとの事なり。

高杉君本月十九日、大橋順藏へ入塾。臣實謹んで案するに、高杉君作、名は春風、字は暢夫。行年二十、才識絶倫なり。後來必ず觀るべきものあらん。  
同月二十八日榮太郎書抄

(四) 名は正順、字は周道、納菴と號す。勤王儒者。思誠塾を開き子弟の從學する者多し。安政三年以來江戸郊外に閑居して益々國事を憂ふ。文久二年投獄され歿す。年四十八。從四位を贈らる

(三) 事實は八月八日に京都水藩留守居に下り、鶴岡幸吉これを携へて八月十七日江戸小石川の水戸邸に達す。十月と書せるは明かに八月の書誤りにして十五日とあるは傳聞の相違ならん

榮太郎、名は秀實、字は無逸、百人御中間ひやくにんごちゆうげんたり。行年十八、頗る志氣あり、見

に江邸御道具方胥徒たり。  
桂小五郎君水府邊より歸着、老公の御意下に徹せざるを毎々御歎き成され候。別紙水府の御達おたつしの覺御覽下され度候。

御達の覺

物頭以上并びに御役方の面々

此の度公邊の爲め重き 勅詔を蒙らせられ候處、御家中の面々別して敬慎御奉公大切に相心得べき旨、内達致し置き候との御沙汰に候。

水府公 勅の事に付き閣老間部・太田を召し御詰り成され候處、二人曰く、同列相談の上御答申上ぐべく候とて退出し候由。

同月二十七日なみちるしゆんげん半井春軒書抄

過ぐる十三日品海へ拂船碇を下す。岩瀬肥後應接に參り其の傲慢を怒り歸り候由。定めて本怒りには之れなくと存じ奉り候。

(一) 水戸老  
公齊昭

(二) 長藩醫  
學生。久坂玄  
瑞等と親交あ  
り、安政五年  
春上京して共  
に策動す「關  
傳」

水府先日内々 勅詔下り候由。何卒面白く行けば宜し。然し姦物の威益、強し、恐るべし、歎くべし。尾州よりは渡邊半藏と申す大身出で、福井にも家來出で候由。是れはいづれも有志の人の由。

九月七日(三)傳之輔京師書抄

傳之輔は十三組御中間たり、見に京師邸に在り。

星翁、本月二日遠行、驚くべし。臣實謹んで案ずるに、梁川星巖、名は織、字は公圖、美濃の人にして、見に京師に在り。其の歿は、天朝の事に關係すること影からずと爲す。

久坂玄瑞の哭詩 附

墳樹蕭條不耐秋 墳樹蕭條として秋に耐へず、

唯看遺卷世間留 唯だ看る遺卷世間に留まるを。

田園非復晉人志 田園復た晉人(四)の志に非ず、

詩酒纔消宋室憂 詩酒纔かに宋室の憂を消す。

小閣琴聲寒雨細 小閣の琴聲寒雨細かに、

意見書類

(三) 伊藤傳  
之助。松陰門  
下生「關傳」  
(四) 晉の遺  
臣陶淵明をさ  
す。陶淵名は  
潛、宋の時代  
となり、脚節を  
持して出仕せ  
ず、田園に退  
居して詩酒に  
耽り世を終ふ。  
其の歸去來辭  
は有名。ここ  
は淵明の田園  
退居はその本  
志に非ず、出  
仕して名を汚  
すを恐れて已  
むなくここに  
出でしもの  
にして、宋室の  
世となりし憂  
悶を詩酒をか  
りて慰めたる  
ことをいひて  
星巖の境地に  
たとへしもの



半川鶴影暮烟幽 半川の鶴影暮烟幽なり。

京山埋骨應無惑 京山に骨を埋む應に惑ひなかるべし、

一片仙魂達帝州 一片の仙魂帝州に達す。

(一) 九條侍  
忠、佐幕の色  
彩多く、正義  
の堂上公卿に  
排斥さる

九條殿關白職御免、近衛殿關白職に仰せ付けられ、中山卿・徳大寺卿傳奏仰せ付けられ候由、賀すべし。臣謹んで案ずるに、是れ天朝勅興の大機關なり。

閣老間部侯本月三日江戸出足の様子に御座候。實事未だ相決せず、尊に御座候。

内藤侯豊後守臣越智高湊と申す者賄賂を以て縉紳方へ取入り、手段露顯、手を空しくせし事笑ふべし。

自問數條草稿 安政五年冬

今日吾が輩黙し候はば政府如何致さるべくや。

無事に來年も參府にて、幕府の奸吏へ御首尾相繕ひ、勤王の事は已みに相成り申すべく候やと存じ候。

主上の御憤慨は普天率土の人見るに忍び申すべくや。

コンシユルの申分相調ひ候ても神州無事に之れあるべくや。

江戸へミニユストル置き候て害は之れなく候や。

五港御借し渡し、コンシユル館住、害は之れなくや、勝手に交易相開け、害は之れなくや。

妖教の禁御免おゆるしにては害は之れなくや。

右四條の害、幕府諸侯制する能はず候はば、何人の任に之れあるべくや。

天朝にて四害御制し遊ばさるべく候へども、御力實に御不足に付き成され方之れなく候所、諸侯觀望、大義に於て如何之れあるべくや。

某の料見は天下の人々皆々死を恐れ候より事爰こゝに至り候。先づ征夷死を恐れ候故違勅して虜に和し申し候。諸侯死を恐れ候故違勅して幕吏へ阿おもねり申し候。然れば天下の事大抵相知れ候事にて、只今吾が輩死を恐れず政府へ抗論致し候はば、政府も正義ならでは相濟まざる事遂に合點參り、一國の公是相定まり申すべく、一國相定まり候はば

天下も漸々相定まり申すべく候。天下の公是相定まり候上は、四夷毛頭惧るるに足らず候。此の事吾が方寸に之れある事にて、此の議に障礙をなし候ものは不仁に與するの甚しき者にて則ち國賊に御座候。元來 神勅無になり候事を御嘆き思召せばこそ、主上の御苦勞遊ばされ候事にて、其の御苦勞を體し候へばこそ、吾が輩かく迄精神を凝し候事に候。幕吏 叡慮を抑へ候心底は即ち藩府吾が輩を制し候心底にて、同じく國賊に相違之れなく候。彌々國賊に候へば數々の忠告は失言の甚敷きものと覺え候。此の段如何之れあるべくや。

\* 上書 安政六年二月四日

近日世間頻りに流傳仕り候は、群小朋黨比周仕り兩政府の正論を一變し、御上尊攘の思召度々の御直書を反古に致すべき工みの由、誠に以て惡むべきの至りに存じ奉り候。之れに依り憤懣の餘、時事一々申上げ候。

一、昨年御歸城當分御上御勤政、大臣小吏各々其の職を勵み君徳を宣布し言路を洞開

\* 吉田康三記して曰く、此の書は當時品川彌二郎をして目安箱に投ぜしめたるものにして、藩府の公文書中に存せしなるべし。明治十五年萩町の骨董商某持ち來りて鑑識を乞ひければ、先生が小田村士敷に與へられたる尺牘一通を與へて之れを獲たり。(一) 安政五年六月十五日藩主の駕江戸より萩に着く大いに要路役人の轉免を行ひ政道擧がる

せし故、御政道日に盛に候處、未だ一年ならずして大いに衰茶して今日の光景に相成りたるは誠に悲泣の至りに候。昨年ならば微臣の言も兩相の手を經、速かに上達せしに、今は九天路絶えて已むことを得ず、此の書を目安箱に投ずるに至る。心中御憐察祈り奉り候。

一、昨年は切々御前議仰せ付けられ候處、近來其の事なし。是れ萬事の敗るる所以なり。群小の膽を御破りなさるるの急著は、御前議一事に止まり申し候。

一、益田彈正近來有志の士を謝絶して一向相對仕らず候。周公吐哺握髮の故事を以て、御督責遊ばされ度く候。

一、右兩條にて君相皆怠の兆相現れ候に付き、言路自ら壅塞して群小奸を工むに至る。若し奸謀稔熟致し兩相皆免するに至り候はば、國事益々非に相成るは必然に御座候。早速御警戒遊ばさるべく候。

一、近來政府に於て群小の奸謀を恐れ、専ら懦懦を宗とし壅塞を事と致し候。其の大なるもの大略左の三條に御座候。

一、舊臘大原源三位公より御上并びに彈正へ書翰を贈られ候處、直ちに差返したる由、無禮の取計ひ方と存じ奉り候。三位公は慷慨激烈の奇男子にて公子亦妙、公卿間希有の人物に御座候。

一、水戸の士弓削三之允・三好貫太郎の兩人來萩、政府の重役に面せんことを乞ふ。蓋し申包胥の志を抱き來る由。而るに一面にも及ばず追拂ひたるは不仁の取扱と存じ奉り候。

一、播州人大高又次郎・備中人平島武次郎の兩人來萩、是れも同様不仁の取扱なり。此の兩人の志は同志三十人計りも心を合せ公卿を伴ひ出で、御參府の途中伏見邊にて御上へ面謁を願ひ、天下の大計申上げ度き存念の由なれば、一大議なくて叶はざる事と存じ奉り候。

右三事、兩府の吏召出され御詰責遊ばされば、壅塞の跡逐一明白なるべし。此の壅塞を致すは行相手元内藤萬里介因循姑息の好人物なるを以てなり。

一、國相府は人材揃ひ候へども行相府は何とも乏敷く候。然る處行相府は御上に近く

(一) 第六卷 己未文編正月 六日の條及び 第九卷正月四 日附小田村伊 之助との往復 書簡参照(關 傳)  
(二) 春秋時 代楚の大夫、 吳の軍隊に侵 入されし時、 秦に入りて援 助を乞ふ、庭 牆に依りて絶 食しつづつ哭し て哀願するこ と七日、秦の 哀公遂に兵を 出してこれを 救ひしといふ。  
(三) 安政六 年正月十五日 至る(關傳)

御政道の本に付き、最も其の撰を重んぜらるべく存じ奉り候。

一、内藤萬里介行相手元の材に之れなく候。國相府手元前田孫右衛門善を好み人言を用ふ、樂正子の如き人物に付き、是れと御入替仰せ付けらるべく候。

一、宍戸九郎兵衛御政務座に仰せ付けらるべく候。藤井莊兵衛は忠義の心薄き由、併し顯罪なくば宍戸の後役御所帶方位は可ならんか。

一、北條瀨兵衛伶俐油滑人にて危急の用に立ち申さず、上國より速かに召返され、來島又兵衛と御入替成さるべく候。

一、來原良藏剛強纒密の男子なり、御政務座の撰に的當と存じ奉り候。

一、桂小五郎寛洪の量温然愛すべきの人なり、且つ才氣あり、御密用御祐筆となし、追々御政務座へ御用ひ成さるべく候。

一、江戸御留守方手元中山某・矢倉中川宇右衛門並びに俗吏にて大いに害之れある由に付き、早速差替へられ、井上與四郎・周布政之助を以て右の兩役暫時兼帶仰せ付けらるべく候。且つ國相府の人材を盡く行相府へ移し候へば、其の跡空虚となる故

(四) 江戸御留守居家老(當役即ち行相とは別)の下にある手元役、藩主在國中江戸藩邸の諸般の事務を總理す  
(五) 矢倉頭人、江戸邸内の金穀出納其の他諸工事、諸需要品の處理等を管する役

御着府の上は井上・周布を國相府へ差返さるべく候。

一、民政は今日の最急にて、郡奉行は民政の最要に候へば、只今の如く手元より兼帯にては相濟み難く候。御代官中の剛直にして民情に通知する者は玉木文之進にしくは之れなく候。此の者郡奉行か郡用方に仰せ付けらるべく候。

一、此の節朋比の奸人は坪井九右衛門を魁として山縣半七・平田新右衛門・椋梨藤太・中川善次郎・内藤俊衛などの類の由、是れ皆學術の偏にして幕府に阿りおもね天朝を輕蔑すると、失職の怨望と躁進の詭遇とにて深く尤よむるに足らず候。唯だ惡むべきは暗に其の主謀たる梨羽直衛に御座候。此の者年老の事に付き、顛覆仕らぬ内に骸骨を賜はり候はば、此の上なき公家の御深仁と存じ奉り候。清水圖書誠實忠直の君子にして、一言爰に及ばざるは怪しむべき事に存じ奉り候。

一、當御參府は有志の士大いに憂慮仕る事之れあり候へども、前條の如く兩相府の吏變更且つ君側の老奸除去ならでは、何事も論じて益なきことと存じ奉り候。右當今國家の急務と存じ奉り、萬死を顧みず申上げ候。

(一) 坪井は俗論派の首領と仰がれ、この派の役人多くは安政五年六月末の異動に際し罷免若しくは閑地に黜けられ、當時失職中なり  
(二) 通稱新三郎、當時侍御史、即ち御直目附役にあ  
(三) 安政六年三月藩主定例の參勤の途に上ることをさす

己未二月四日

愚見書附 安政六年二月頃

御上京の上御參府と云ふ論、固まことに妙、併しながら今の江戸方にては京に過よらず直ちに江戸に下ること必然なり。伏驛(五)にて三條・大原其の外三十人の有志の士に出合ひ、夜拔か稱病か扱々見苦しき極みなり。其の處の處置承りたし。前田・宍戸・來島・中村從駕の策どもあらば妙なれども、是れも恐らくは出來ざるべし。桂は何如。内藤・北條は依然なるべし。然る時は一旦御國を離るる時は無策と云ふべし。清水(八)の議論何如。江戸にては事體六ヶ布きことは追々申す如く、君公様直ちに井伊・間部・太田抔と御辯論は危ふし。江戸當職・江戸家老・御直目付等直ちに大老・閣老に謁すること舊例はあるべし、只今の所にては六ヶ敷くはなきか。外夷の處置は如何するか。余が對策・象取捨何如。幕府の奸吏は如何するか、水戸の二義士を追返す位の政府にて參府せば、細川と萬事御相談どもが上策と相成るべし。

(四) 毛利藩の江戸方役人即ち行相府役人をさす  
(五) 山城國伏見  
(六) 前田孫右衛門・宍戸九郎兵衛・來島又兵衛・中村道太郎、松陰何れも目して正義の士となす  
(七) 内藤萬里介・北條瀨兵衛  
(八) 御直目附清水圖書  
(九) この當職は所謂當役のことにして江戸方の宰相をさす  
(一〇) 弓削三之九・三好實之助の二密使

(一) 國相府のこと

前田・宍戸・來島・中村と内藤・周布・井上・長井・清水と議論同體か。同體ならば今更論ずる迄もなく、長井・井上・周布發程の日定算あるべし。異議あらば今日内藤を論定するとも、御參府の上内藤一人の力にて長井・井上・周布を論伏せんや。地方(一)の論兎に角竿頭の鈴なり。

(二) 木卷三〇六頁參照

僕が罪は兩府(三)の撰充を論じたが第一なるよし。然れども撰充定まらざれば國事は何如に論じても空論なり。撰充論に云はく、

行相府手元、前田。御政務座・手元座御用兼、宍戸。御用所、來島。御政務座、來原・中村。

(三) 兼重(三)藏、當時行相府祜筆の役にあり

再按するに兼重は舊に仍るも亦妙。御密用御祜筆、桂。内藤、國相手元。井上・周布は當分江戸邸の弊を改むべし、江戸邸の俗吏は一掃すべし、北條は早々召返し地方御所帶方現勤然るべし。

此の論行はれざれば何を議論しても畫餅なり。且つ余が議論は已に竭せり、今更言ふも無益なり。然れども言はざれば罪を畏るるに近し、故に言ふのみ。此の論不當なら

ば吾れ大谷(四)に於て礫に仰せ付けられ度きなり。

「兩府の撰充を議す」一篇、來島・桂等へ示すべし。

(四) 萩郊外の地名、古より刑場ありしか

意見書文案 安政六年二月頃

謹んで案ずるに、人の賢愚才不才は一朝一夕には辨じ難きもの故、人の進退黜陟に於て古の聖賢最も慎重を加へ給ふ。苟も是れを進むること容易なれば、是れを退くるも亦容易なり。是れを陟(五)すこと容易なれば、是れを黜(六)くるも亦容易なり。進退黜陟已に容易なれば、國家の事體從つて輕忽になり、事功の成就する期はなきなり。其の極朝に令して夕に改め、昨興して今廢すると云ふ様になるものなり。故に大臣近臣は云ふに及ばず、行國兩相府の椽吏は只今の時勢にては頗る樞要の任なれば、進退黜陟尤も深慮遊ばさるべきことにて、兩相の伺(七)の儘にて輒(八)く舉措なさるべき事には是れある間敷く、其餘小吏微官に至るまで君公の親ら選敍し給ふは固より叢脞(九)に涉り君道の大體に害あるべければ、是れ等は兩相へ得(十)と仰せ付けられ、功罪灼乎として昭(十一)はるるを

待ちて進退黜陟せしめ給ふべし。抑、人材進退黜陟は國政の要務萬事の根本なるに、後世は甚だ機密の事となりて、敢へて他人の干ることのならざることとなれり。他の事は大小輕重に限らず衆議を待ちて決することも多きに、此の一事のみ特り然らざることも最も闕事と云ふべし。願はくは尙書舜典に載する二十二人の選敍の如く、衆議歸一の上を以て決定せられ度きことなり。且つ已に決定する上は浮議に搖動せず、毀譽に關係せず、<sup>(三)</sup> 繇の績庸成らざるを以てすと雖も、九歳まで任用せらるるの意を宗とし、其の功罪の實跡を歴試し給ふべきなり。尤も上書の道をば洞開して在役非役士庶に限らず封事を上らしめ、大臣近臣及び樞要の吏の邪正賢否をば直ちに上聞に達する様に致し置き給はば、官吏警戒の心も一層深かるべし。其の封事の<sup>(以下闕)</sup>

\* 此の度私儀 安政六年六、七月頃

此の度私儀公邊御吟味の筋、身において心當りの儀<sup>(不明)</sup>

一、私儀過ぐる寅の九月十八日北町御奉行所に於て父百合之助へ御引渡し相成り、在

(一) 舜の二十二人を命ずるに、衆議に諮りて決定せしことをいふ  
(二) 禹の父  
\* 安政六年六月、松陰江戸に着き、幕吏の訊問を受けることとなるや、藩府は松陰の答辯内容に就いて杞憂を抱き、藩邸に在る間に一應取調をなす。この書は松陰が幕吏に答辯すべき事項の概要を筆記して提出したるものなり  
(三) 安政元年

(四) 安政二年

所に於て蟄居仰せ付けられ候段仰せ渡され、間もなく御國差返され、百合之助願に依りて野山屋敷へ借窄相願ひ在窄仕り居り候。此の節は墨夷使節彼理申立の趣公邊にて御聞濟み相成り、都合御靜謐の時節、殊に在窄の身分にて御座候へば國事論議仕るべき筋にも之れなく候に付き、専ら讀書仕り居り候。然る處、卯の年墨夷測量願出の筋に付き、事に依りては墨夷へ使節にても差立てらるべき由、諸家へも御達しの趣傳承仕り、委細の儀は存ぜず候へども先づ雄略の一端と喜抔し奉る折柄、讀掛りの歴史中にて宋・元・明三代奉使の事實抄し置き、專對の用にも相立ち候様天地色々奉使の心得等取調べ仕り掛け候所、右使節差立てられ候儀も其の後沙汰之れなく大いに力を失ひ、取調べ候儀も果し申さず、其の後十二月十五日私病氣に依りて百合之助宅へ連れ返り保養仕り候様との儀にて歸宅仕り候へども、他人相對外出等素より仕らず、矢張り讀書を事と仕り居り候。然る處巳の十一月頃と覺ゆ、當春蘭人申立て候は、日本の詞令外國へ對し倨傲にして外國人殊の外不滿を挾み候に付き以來餘程引下げ候様との趣初めて傳聞仕り、私儀甚だ以て忿懣仕り、私考へ候は、

(五) 安政四年

近來墨夷其の外魯・暎ともに各々尊大の稱號相用ひ、皇帝陛下などと自稱致し、御書翰等にも遂に右様至尊の字面相見え候所、此の御方には恐れながら上 朝廷在らせられ候事に付き、至尊の字面素より御用ひ在らせらるべからず候は勿論の儀に付き、敵體の御文體中に自ら彼れに六七分の尊を認め候様成行き、兼ねて御國體へ對し恐れ入り、外國の書翰式考窮仕り外蕃通略と申す書認め置き候處、忽ち右等の儀傳聞に付いては萬一此れより本朝の詞令御引下げにも相成り候ては、國體最早地に墜ち候事に存じ奉り候内、又々前年下田表渡來の墨夷ハルリス登營拜禮相續き、堀田備中守様御宅へ罷り出で申立の次第、尙ほ又蕃書調所において應接の趣連々傳聞仕り、彌々以て奮懣に堪へず、現在ハルリス申立の次第、皇國の大害と相成るは必然にて、其の上現然虚妄の儀も之れあり候所、是れを辨折の人才恐れながら幕府に之れなきは何故に候やと、一向不審の餘り色々論策等仕り、詰りの所幕府にて果してハルリスの申分に御従ひ成され候へば、諸藩は各々自國を使令して獨立致し候外之れなく、一藩獨立出來ず候はば、國(不明)□□□の時事を諫めて死し候か、西山(三)に餓

(一) 第十二  
卷參照

(二) 股の孤竹君の二子伯夷・叔齊、周武王紂を伐つを諫めて聞かぬ、周の粟を食ふを恥ぢ西山即ち首陽山に入りて餓死す

(三) 毛利藩  
主をさす

死仕り候か、又志士仁人一味して義黨を結び一郷一村にても保全致し候か、是非一死を以て一身を潔うし候外致方之れなくと頻りに苦心仕り候内、明年三月二十日天朝勅諭の趣傳聞、御奮發興起實に手の舞ひ足の踏むを忘れ候體感服し奉り、萬一此の 勅諭相貫き申さずては普天率土の人民死して尙ほ餘罪之れある事と存じ詰め居り候所、幕府 勅諭の趣に付き諸藩御策問仰せ出され、御上にも仰せ立てられの趣も 勅諭御尊奉ならでは御國內人心一和仕る間布き段江戸に於て仰せ立てられ候由傳承仕り、神州の中興此の時と存じ日夜心肝を碎き候内、六月御歸城の上、御直書附を以て 天朝へ忠節、幕府へ信義等、今日を異變の始めと心得候様等、委細御示し之れあり、圖らずも身分を忘れ踰等の言など申出で、政府の面々へ手強く迫り込み候所、所詮太平の弊風未だ脱せず、計苦敷き事(はかりぐるし)も之れあるやと忠節信義異變云云の御示も空文同様に成り、尤も此の段本藩のみならず天下諸藩孰れも一般の儀と相考へ、難事を以て強ひて大事の機會一朝にて取失ひ、甚だ残念に存じ奉り候事苦心止み難く、左候へば迎、政府を責め候ても現在行はれず候へば無益の事、然れど

も是れ切りにして打止め候時は、最前一死を以て自分誓ひ候存念に負き、朝廷并  
びに御上へ對し奉り相濟まざる儀と相考へ、事の成敗は打置き只々國事に一命を  
抛ちさへ致し候へば素志に負かずと覺悟仕り候内、大原源三位卿慷慨氣節の御方の  
由傳聞仕り候て、時勢論其の外相認め差送り、下向相願はれ候て 勅詔相貫き候儀  
申談じ度く存じ候所、是れも傳聞相違候や確報を得申さず大いに志を挫き候所、い  
づれ自分上京仕り 天朝の大議相伺ひ候はでは 天朝の御論も恐れながら未だ全備  
を盡し候と申すには之れなく萬事行はず候所、蟄居の身分上京の手段之れなく、  
又上京仕り候ても 天朝へ罷り出で候儀尙ほ以て思ひ寄らざる事に付き、天下の大  
不韙ふたふたを犯す外致方之れなくと存じ詰めつめの節、間部侯御上京（不明）色々 勅詔の趣御拒み  
成さる由傳聞仕り、眞偽は審かならず候へども彌、以て相違之れなき事にて、此の  
候を討ち果し候か、又は道路に要し候て旨趣申し述べ候か、いづれ大事を行ひ然る  
後 叡慮伺ひ奉り天下の大義を決し候外之れなくと存じ、門人等相語らひ連判等取  
附け候所、或は事遂げ申す間敷くとて相止め候ものも之れあり候へども、別に良策

(一) 本卷二  
四九頁参照

之れあり候やと相尋ね候へば一言も之れなきに付き、左候へば拙者坐ながら神州の  
滅亡を見候事出來申さず、事敗れて死に就き候とも徒生に勝り候と申し一向聞入れ  
仕らず、夫れより色々差纏れの儀之れあり、遷延の内、政府より御聞直ききたたしの趣之れあ  
り、又々野山屋敷へ入窄の事に相成り候。右寅年已來の苦心謀爲の次第あたま荒増右の通  
りにて、一命を抛ち候事はハルリス登城の事より已に覺悟相窮め居り候事に付き、  
今更个様御吟味に相成り候上にて一命を惜しみ、事實包み隠し候様の儀は天地に誓  
ひ仕らず候。尤も私儀一命を抛ち一身の名を偷ぬすみ候様の儀本意には之れなく、後來  
の皇國の大策當今の急務等を申出で度く存じ奉り候。尤も右の次第政府へ關係の筋  
絶えて之れなき事に候へば、一向御上御煩ひに相成り候儀は之れある間布く、同人  
中事に預り候ものも彼れ是れ之れあり候へども、私儀謀主の事に候へば一命を抛ち  
て、左迄他人へ波及の儀は之れある間敷く存じ奉り候。  
一、ハルリスと申す者皇國の大害と相成り候趣、且つ虚妄の確證又辯折の次第、(三)狂夫  
の言・對策・應接辨駁の三篇に委細相認め置き候（不明）丈は相成り候に付き之れを略す。

(二) 本卷九  
四頁参照  
(三) 本卷一  
三六頁参照  
(四) 本卷二  
七七頁参照



趣次第三篇公邊へ差出し度く候。

一、天朝勅諭の趣、鎖國の御趣意の様、然る處鎖國は皇國の法に之れなく、神功皇后・景行天皇等の御雄略に原づかせられ候はでは相濟まざる趣、天朝へ懇奏仕り度く候。

一、幕府鎖國の禁御破りの様相見え候へども、外夷より勝手に來り候儀差免され候迄にて、癸丑・甲寅已來未だ一船も海外へ御出し之れなく候へば、鎖國同様にて國害を引出し候事容易ならず候。

一、通信通商は天地の常道に候へども、吾が國より海外へ人を出し萬國の形勢得と呑み込み候上ならでは相調ひ申さず、此の方不調の所を以て妄りに相開き候事宜しからず候。

一、大原源三位卿は始終書面の確答之れなく候へば、人物失望の趣申立て候積りに御座候。

一、大原往來仕り候組の事、傳之輔其の外孰れも御用にて在京中の事に付き、成るべ

(一) 伊藤傳之助 [關傳]

(二) 野村和作、後の子爵野村靖 [關傳]

(三) 間部要撃一件の血盟連判をさす

く丈け名前出し候事本意に之れなく、萬一已むを得ざる時は和作は亡命上京の事に付き、此のもの一人引合に出し候積りに御座候。

一、連判一條悉く門人共の事に候へば、罪一人に止まり候様申立て候。孰れ私儀は死を免かれざる身分に付き、揚句に死し候とも連判の人名出さぬ覺悟に御座候。尤も彌、其の方一人の謀爲の事にて、門人の孰れも差圖を受け候のみにて其の趣明白承知のもの差出し候様との事に候て、一兩人の名前出し候。

上書 安政六年七月

私儀意見の件、度を重ね幽囚中より申上げ候事甚だ以て恐れ入り候へども、愚衷黙止し難く又候書付け差出し候間、御慈察願上げ奉り候。

一、狂夫の言・對策等は素より御書付類拜見仕らざる已前相認め候ものに付き、御書付類を以て確證と仕り申解き候儀は絶えて之れなき事にて、此の段は先達て差出し候書付も全く其の通りに御座候。尤も御書付類を確證と仕り候段申出仕り候は別に

主意之れある事に御座候。然る處追々厚く仰せ聞けられ候趣にて熟思仕り候に、御書付を申立て候儀は實に宜しからざる事と初めて合點仕り候。併しながら大原策及び連判一條は實に天下の大不韙を犯し候事にて、容易に存じ建て候事にも之れなく、勅諭貫かず御主意徹せざるを忿懣仕り候餘りに出で候事にて、此の時は天下の列藩一人も其の人なくと存じ詰め候ての事、此の條申立て候節は天下列藩觀望の罪は飽くまで唾罵仕らずては相濟まざる事にて、其の節恐れながら國事に及び候はば、御主意の大略申立て候上、御主意此くの如く候へども、政府奉承する能はざる段は申立てずては、千萬世に掛け君徳を耀かし候臣子の思に之れなく候。是れに付き大道否塞仕らざる様、詞令に斟酌を加へ候段は勿論深く相辨へ居り候事に付き、決して禍を國家に及ぼし候様の儀は仕らず候間、此の段は御任せ祈り奉り候。是れ迄申上げ候儀は行詰の覺悟御定め成され候様との愚衷に御座候へども、現場は決して茲に至り申さざる段は深く洞察仕り候事に御座候。

一、私儀是れ迄數度御厄害に罷り成りし身柄にて仰せ聞けられの段實に恐れ入り奉り

(一) 毛利藩の國事をさす

(二) 唐の華州の人、朔方節度使となり安祿山の亂に賊を伐ちて功あり、國家再造の功第一と稱せらる。徳宗の時尙父の號を賜はる。魚朝恩は當時の宦官にして權勢あり、代宗の大曆五年遂に誅に伏せしも、その間子儀よくこれを制御す

(三) 唐の汧陽の人、幼にして孝童の譽あり。建中の初に召されて司農卿となる。朱泚反し、秀實の人望あるを以てこれを招く。秀實、朱泚に面してその勢を奪ひてこれを撃ち、面に唾して痛罵し、ために

候。さりながら強ちに御手數かくとのみ心得候は覺悟を詰め候所以に御座なく候。之れに依り私覺悟にては是れ迄御厄害を引出し候御償には、此の度こそ大義を天下に明かにして長門も兼て明倫の教を掲げられ候所詮之れあり、彼の臣子の如き之れありと世にも傳稱致し、御明光の一端をも補ひ候覺悟に御座候。尤も大義を明かにして而も國書を貽し申さざる様の心得、以心傳心の妙、素より味者に語り難く、郭子儀の魚朝恩を制し、段秀實の郭曦を諭し候前蹤を引き候事は嗚呼ケ間敷く候へども、私は私丈けに苦心仕り候段、言外御高察祈り奉り候。私出足の節詩を賦し置き候は「眞誠奸吏を動かし來らず、冤枉争でか碧天を怨み得ん」。此の意深く自銘仕り居り候事。

一、目今の時勢默契仕り候一事之れあり、竊かに申上げ度く存じ奉り候。幕府素より未だ尊攘の方を得ず候へども、墨夷の市中を横行する、人心不服の様に候へば、府議も勢狐疑を言ふ能はず、加之、京師一條強ひて正義を興倒致し候譯にも參り難く、幕吏隨分理非の分拆は明白に候へば、天を欺き心に負くの事も出來申さず候。旁

遂に殺さる。忠烈と諡せらる。郭曜は子儀の子  
(四) 第十一卷東行前日記五月十六日の條参照

目今は諸藩においては誠に御大事の時にて機宜御洞察之れなくては相濟まざる儀と存じ奉り候。諸藩より只今荒がひ候様にては素より大凶に御座候へども、餘り沈み込み居り候ては悔ありと存じ奉り候。之れに因り言はず語らずの間冥々に御國中且つ御兩邸等の文武引立て候様の御駈引之れなくては相濟まずと存じ奉り候。是れ等突然申上げ候は誓言の罪免かれ難く候へども、私儀此の度幕廷罷り出で候へば、天下の大議妄言仕り候覺悟に御座候故、自らは是れ等越俎の恐れも黙止するを得ず候間、愚衷御洞察祈り奉り候。

一、傳之輔・杉藏兩人の事追々内々嘆願仕り候儀も之れあり候へども、是を以て熟考仕り候へば非分の儀と恐れ入り奉り候。併し私儀幕廷對鞠の上罪果して一人に止まり候はば、夫れへ對せられ彼の輩も追々御赦免仰せ付けられ候はば、私身を以て罪に當り候所詮も相立ち、別して感銘仕り候儀に御座候。彼の輩御赦免は極めて小事に御座候へども、尊攘一條に付いては餘程人氣に關係致し候儀に付き、假令別段御惡しみ御聞込等之れあり候とも、枉げて御赦免成し下され候はば、亦國家人心を養

ふの一助と存じ奉り候。私儀切に憂念仕り候は去年夏秋と今年と天下の模様も大變革之れあり候處、隨つて御國政も餘程隆替の勢相顯はれ、無智の下輩ども皆政府の淺深を謀り候様成り行き實に恐れ入り奉り候儀、繫詞の言行は君子の樞機(一)の一條御三復成らせられ千里の段違御慎み成され度く願上げ奉り候。就いては杉藏輩の一條及び御書面中御手数數云々又練兵の御命令等自ら人心に關係致し候儀、總べて囚臣血涙に堪へ申さず候。言頗る忌諱に觸れ明白陳述仕り難く候。

一、私議全體の覺悟は幕庭にて大義を明辨仕り候には、先づ本藩の國是相定まり申さずては相濟まず、公儀へ仰せ立てられ等の次第、臣子死を以て之れを守るに之れなくては國是と申し難く、一管ひたすらに御手数數少なくとのみ申す事に候はば、病氣の唱にて餓死仕り候が最上にて、一息苟も存し候間は一毫も國家の爲めに大義を枉げずと覺悟仕り候處、圖らずも事政府に達し再度申立の道相開け平心相考へ候處、政府蓋し囚臣の狂暴國家の禍をも顧み申す間敷くとの御疑慮と相考へ候に付き腹臆の眞情悉く申上げ候間、何卒御手数數を憚らず大義天下に立ち候様仰せ聞けられ度く祈り奉り

(一) 易の繫辭上傳第八章に「子曰く、君子其の室に居りて其の言を出す、善なるときは則ち千里の外も之れに應ず。況や其の過き者をや。……不善なるときは則ち千里の外も之れに達ふ。……言行は君子の樞機なり云々」と出づ

(二) 毛利藩をさす

候。

右急に相認め文言等も修飾仕らず、不敬の段恐れ入り奉り候事。

七月

吉田寅次郎

### 解題

○幽窓隨筆は松陰が杉家幽室中に在つて讀書の際の備忘を兼ねた隨筆書で、第二卷に收載した「叢棘隨筆」と同一性質のものである。その起筆は松陰二十七歳の安政三年八月九日に始まり、同五年二月七日夜の抄筆に終り、内容は「後漢書」「唐書」「左傳」「三國志」等の支那歴史書に關する隨録を主として、詩文隨筆等各種書籍よりの抄記感想に互つてゐる。標題紙餘白に書附けられた口上書により、松陰はこの書を舊師山田宇右衛門治心氣齋と號すに送つて批評を求めたことが知られるが、山田の評は上欄に僅か二個所簡單なものがあるのみで、本全集はこれを省略した。自筆原本は萩市松陰神社に藏せられ、全部漢文で書かれてあるが、例に依つて書流文に改め、且つ新たに目次を作つて讀者の便宜に供した。

○戊午幽室文稿は松陰二十九歳の安政五年一年間に於ける文稿で、第四卷收載の「丙辰幽室文稿」「丁巳幽室文稿」に繼續する性質のものであるが、その内容は安政五年の時勢を反映して、前の二書とは相當趣を異にし、祖國の危急に擬と幽室に坐視してゐることが出來なくなつた松陰の時務對策を中心とする憂國の大文章が多く、讀者は松下村塾生を指導しての熾

烈なる救國の實踐運動とともに、漸くに過激化せざるを得なくなつた松陰が遂に再び野山獄に投ぜらるるに至る迄の悲壯な徑路を知ることが出来るであらう。原本は萩市松陰神社の所に蔵に係り、上中下の三卷に分たれ、本文は大部分が漢文で自筆他筆混淆してゐる。この書は元來松陰自ら一書に纏めたものでなく、松陰歿後門下生等が編輯したもので（原本上巻表紙の貼紙に「癸亥八月十七日始る」と書きつけてあるのが、恐らく編輯を始めた日附であらうと思はれる）、その配列は年月順に依らず著しく前後の出入がある。因つて今回は原本通りの三卷に分けず、本文見出しの下に一々下筆の年月を附加し、その順序に従つて配列を變更した。且つ原本には目次がないので、これも新しく作つて補加した。但し原本欄外その他にある松陰の友人口羽把山・土屋蕭海・來原良藏等の批評はこれを削去した。尙ほ最後の一文「續狂夫の言」は東京市吉田家に所藏されてゐるが、本書の「狂夫の言」と併讀すべきものであるから便宜編者が附載した。

○急務四條は安政五年七月十日藩主に上つた刻下急務の藩政改革意見書で、専ら經史子集の典故を引用し、和漢歴史上の聖天子明主の美事を述べて藩主の模範とせんことを強調切言したもので、戊午幽室文稿の「狂夫の言」の補遺とも云ふべきものである。自筆原本は萩市松陰神社に藏せられ、「讀綱鑑録」（第六卷）と合本になつてゐる。古典の引用文が漢文である外は大部分が和文である。

○西洋歩兵論は松陰が兵學的立場から徒らに保守的和流兵學者の舊套墨守のみを以て事足りりとする固陋を打破して、西洋の組織的歩兵制の取るべきところあるを述べたもので、その歩兵には主として足輕以下農兵を以て充てるべきであるとしてゐるところ、松陰歿後門下の高杉・久坂等が組織した奇兵隊もその兵學的理論の根據をここに見出すことが出来るのである。本書は和文で書かれ、自筆本は現存してゐない。萩市松陰神社所藏のものは草稿・淨書共に他筆で、本全集には淨書本を採用した。

○意見書類は文稿に洩れた和文意見書十四通を編者が纏めて輯めたものである。主として藩の首腦者、殊に主として行相益田彈正に差出した上書で、年月的には安政五年初期より安政六年六七月頃に亙るもので、殊に最後の二通は江戸檻送後藩邸に於て、幕府の取調に際しての自らの答辯内容を預め上書して決して藩に累を及ぼさざることを表明したもので、嚴密には意見書とはいはれぬかも知れぬが、又一つの上書である意味から便宜ここに一括収録したものである。原書は毛利家・益田家・吉田家等に各々藏せられてゐる。

以上本卷には安政五年を主として五種の述作を収めたが、漢文の書流し及び校訂頭註は、幽窓隨筆・戊午幽室文稿・急務四條・西洋歩兵論は委員玖村敏雄・西川平吉が共に擔當し、意見書類は廣瀬豊が擔當した。

昭和十四年五月二十六日印刷  
昭和十四年五月三十一日發行

吉田松陰全集第五卷

編纂者

山口縣教育會  
右代表者 齋藤彦一

發行者

東京市神田區一ツ橋二丁目三番地  
岩波茂雄

印刷者

東京市神田區錦町三丁目十一番地  
白井赫太郎

印刷所

東京市神田區錦町三丁目十一番地  
精興社

東京市神田區一ツ橋二丁目三番地

發行所 岩波書店

電話(33) 一八七・一八八番  
九段(33) 一八九・一八〇番  
振替口座東京七四一六番

小店出版物中、萬一不完全な品(落丁・亂丁等)がありました節は、御手数乍ら洩れなく御申出下さる事を御願ひ致します。たとへ御讀後でありましたも、早速お取替致します。

(岡山製本)

747  
184

終

